

令和8年4月1日(水)から 駐輪場の料金等が変わります

① 駐輪場の利用料金を変更します

近年の人件費上昇や物価高騰の影響により、駐輪場の管理費も増大しているため、定期および一時利用料金の改定を行います。

(自転車料金)

	～令和8年3月31日	令和8年4月1日～
定期利用（1か月）	最大 2,000円	最大 2,500円
	最低 400円	最低 500円
一時利用（1日）	100円	150円

(各駐輪場の定期利用料金については15ページをご確認ください。)

② 本市住民でない方の割増率を変更します

本市住民でない方の定期利用料金は、本市住民の料金に対し1.5倍としていますが、近隣市における市外割増を考慮し、**令和8年4月1日から2倍に改定**します。

③ 一時利用の回数券を廃止します

可能な限り改定額を抑制するため、10回分の料金で11回利用できる、(1回分お得となる) **回数券の運用を廃止**します。

未使用分が2枚以上あり、かつ、領収書のある回数券については自転車政策課窓口で、還付の対応をいたします。